

2) 広域支援が必要な場合は以下に関する業務

- ①本部員の参加要請に関すること。
- ②被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- ③大都市への支援調整に関すること。
- ④その他広域支援の実施に必要な事項。

3.1.4 安否確認

避難誘導又は非常配備後、在庁職員及び不在職員の安否確認を実施する。

安否確認方法については、震前対策編 2.5.2 安否確認方法を参照

3.1.5 役割分担

非常配備後の各部所における役割分担は図 3-2のとおりである。

また、地震直後には、情報連絡不能に起因した指揮命令系統等の混乱が発生する恐れがあるため、組織体制の多重化を図り、スムーズに組織が機能するよう配慮する。

図 3-2に本部（都市計画課下水道グループ）と各地域県民局地域整備部のそれぞれの役割を整理する。

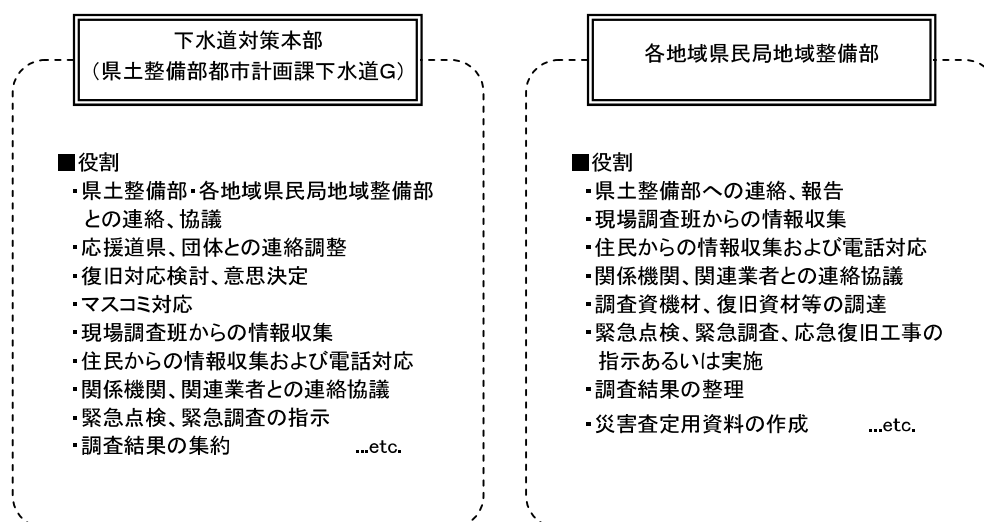


図 3-2 役割分担

3.1.6 関係機関との連絡

地下埋設構造物の被害状況を短時間で把握することは困難である。したがって、他の関係機関との情報交換を密に行い、被害状況の的確かつ迅速な把握に努める必要がある。

※ 連絡先については 震前対策編 2.7 災害発生直後の連絡先リストを参照

3.1.7 住民からの情報収集

災害が広範囲に生じた場合、その被害状況のきめ細やかな把握には、住民からの情報が欠かせない。また、被害拡大の発見、二次災害防止の観点からも極めて重要な役割を果たすものであり、積極的な情報収集が必要である。

なお、住民からの電話による情報連絡については「いつ、誰が、誰から受けた情報」であるのが明確に整理されるよう、電話情報記録簿に記録する（様式集 P.1 参照）。

4 災害復旧のための行動（緊急点検～本復旧）

4.1 災害復旧のフロー

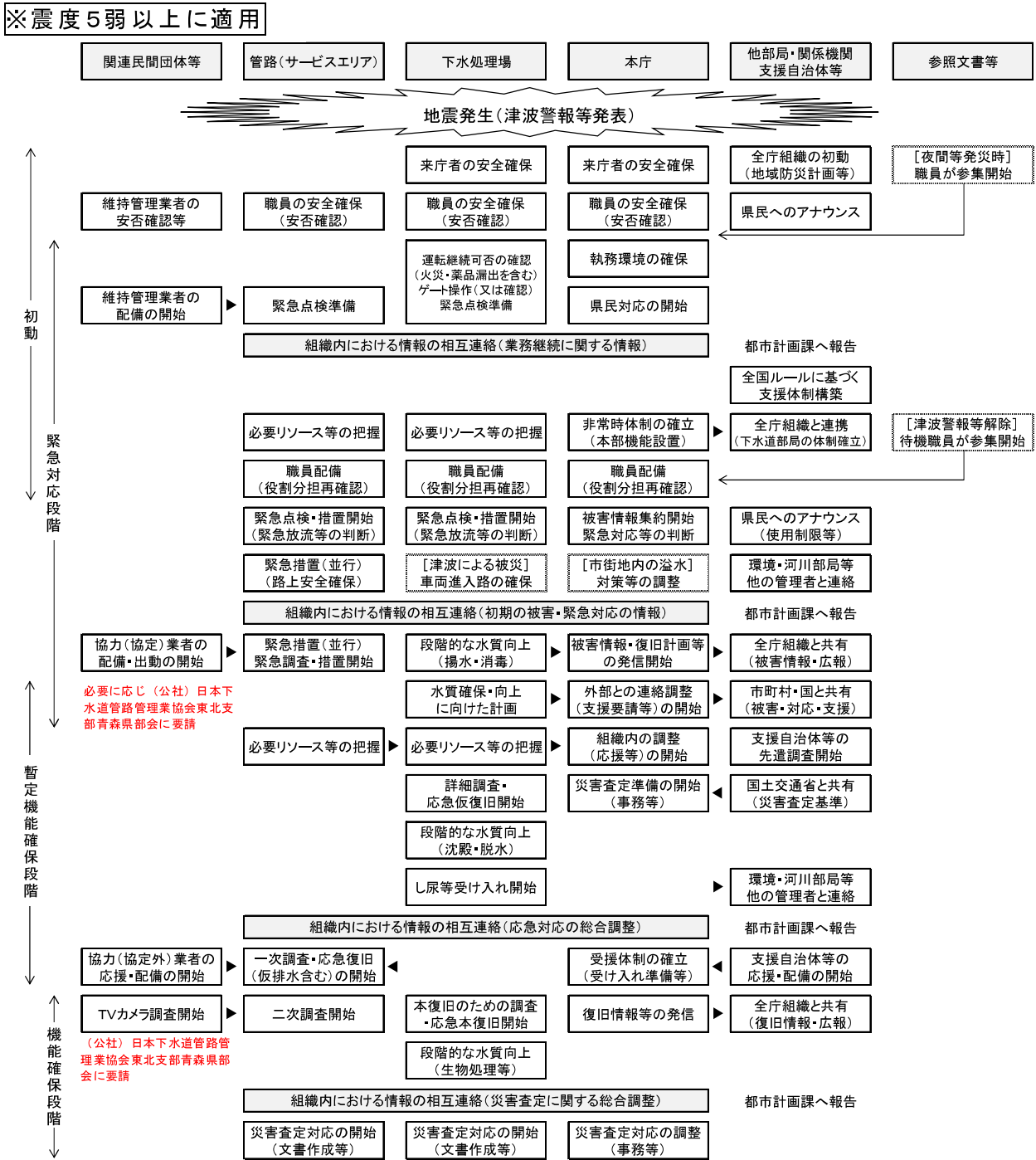


図 4-1 発災から本復旧までの対応フロー

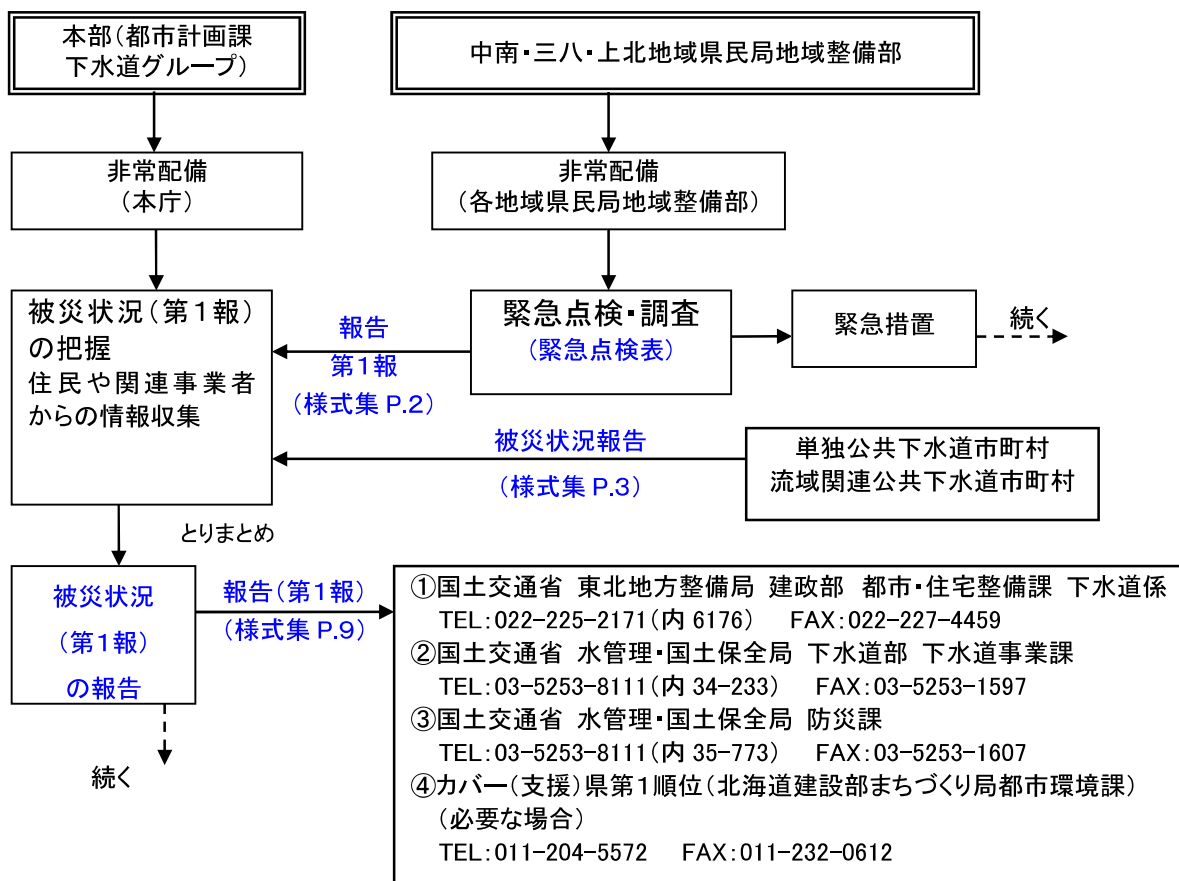
県土整備部「災害時初動体制マニュアルの運用について」に基づき、防災危機管理課から報告を申請を受けた場合は、整備企画課（県土整備部の被災状況の取りまとめ・報告の所管課）に都市計画課から報告するものとする。また都市計画課は下水道施設の被災状況を取りまとめるものとする。

4.2 震災復旧の第一段階（緊急対応段階）

できるだけ短時間に施設の被災状況の概略を把握するため、まず処理場・ポンプ場について「緊急点検」を行い被災状況を報告する。

報告の後、あるいは同時並行にて「緊急調査」を行い、人的被害につながる二次災害のほか、大きな機能障害の危険性を適切に判定し、必要に応じて「緊急措置」を行う。

～ 地震発生 ～



各地域県民局地域整備部は、緊急調査等の要員確保が必要と判断した場合には、災害時における応急対策業務に関する協定及び実施細目に基づき、都市計画課を通して(公社)日本下水道管路管理業協会東北支部青森県部会等に協力要請します。

4.2.1 緊急点検【管渠】

(1) 緊急点検の内容

管渠における緊急点検は、主に重要度の高い区間（緊急時輸送道路、軌道等の埋設部）等を対象に、道路交通への支障あるいは事故発生等につながる二次災害を未然に防ぐことを目的として行う作業であり、緊急措置（バリケードの設置等）の必要性の把握及び緊急調査における安全確保のため、地震発生後直ちに行う。

(2) 緊急点検項目

別紙「緊急点検調査表」に該当する項目について、点検を行う。



①点検・調査表【管渠編】 P. 1

4.2.2 緊急点検【処理場】

(1) 緊急点検の内容

緊急点検は処理場・ポンプ場における重要度の高い設備を対象に行い、人的被害につながる二次災害を未然に防ぐことを目的とし、有害ガス、燃料の流出防止等を行うこと及び緊急調査における安全確保のための点検である。

(2) 緊急点検項目

別紙「緊急点検・応急対策表」の項目のうち、緊急点検に該当する項目に対して、点検を行う。



巻末 緊急点検表【各浄化センター編】 P. 1

4.2.3 本部（都市計画課下水道G）への第1報

緊急点検の後、下記書式を用い本部（都市計画課下水道グループ）へ被災状況を報告する。
 （なお、下記様式は第1報に続く第2報および第3報においても使用する）

（報告第 報）

様式-下水

下水道施設被災状況報告

下水道施設点検報告		第	号
公 所 名	地域県民局地域整備部		
点検日時	平成 年 月 日 時 分	氏名:	
発 信	平成 年 月 日 時 分	氏名:	
受 信	平成 年 月 日 時 分	氏名:	
点 検 報 告 内 容 <small>（該当箇所を□→■にする）</small>			
報 告 内 容	<input type="checkbox"/> 本報告書 <input type="checkbox"/> 位置図【別紙管内図等に場所を記入】 <input type="checkbox"/> カメラ画像等		
事 業 別	<input type="checkbox"/> 岩木川流域下水道 <input type="checkbox"/> 馬淵川流域下水道 <input type="checkbox"/> 十和田湖特定環境保全公共下水道		
幹 線 名 施設名等			
地 内	市 町 郡 村 大字 地内		
被災状況	人的被害（有・ 無 ）【死亡 名、けが 名、不明 名】 物的被害		
概 要 及び 対応状況			
今後の対応	◎着信確認の連絡をお願いします。		

都市計画課 下水道グループ TEL:017-734-9688 FAX:017-734-8196
 E-mail:toshikei@pref.aomori.lg.jp

4.2.4 緊急調査【管渠、処理場】

(1) 緊急調査の内容

地震発生後 1 日程度で施設被害の概要を把握するとともに、大きな機能障害につながる二次災害の原因となる被害を発見するための調査である。

具体的には、被害の拡大と二次災害（交通事故、歩行障害等）の防止を目的として行う調査であり、主に目視等による簡易な方法により、優先的に調査点検すべき箇所や住民等から通報のあった箇所を対象として行うものとする。

(2) 緊急調査項目

別紙「緊急点検・緊急調査表」の項目のうち、緊急調査に該当する項目に対して、調査を行う。



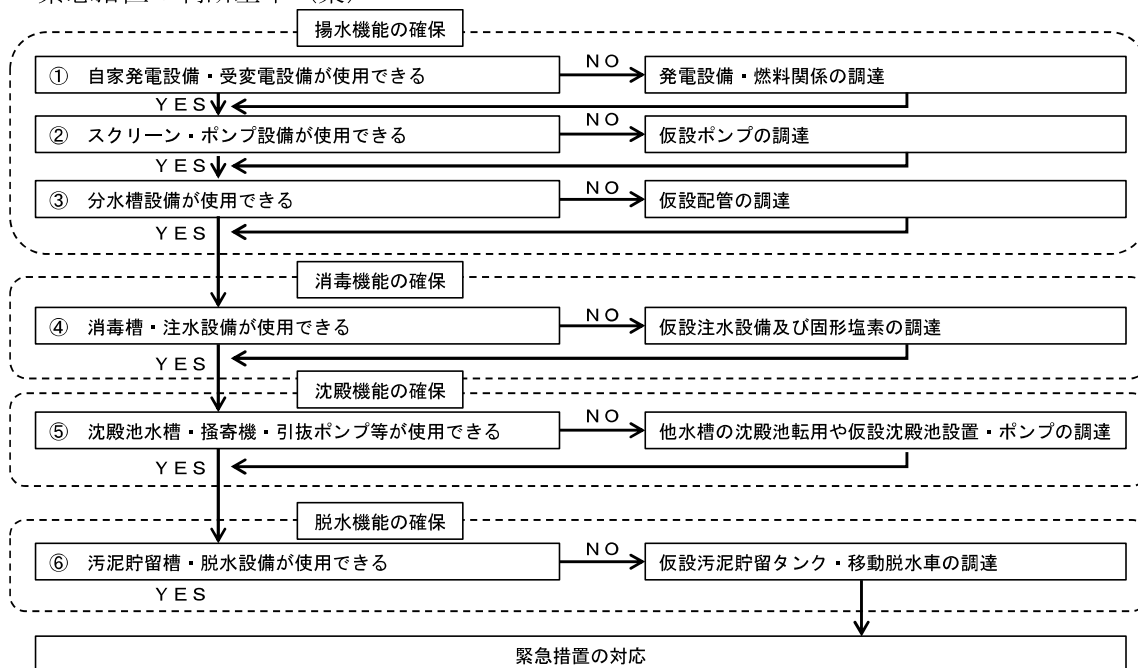
巻末 緊急調査表【管渠編 P. 6】、【各浄化センター編 P. 1】

4.2.5 緊急措置【管渠、処理場】

(1) 緊急措置の内容

重大な機能障害及び二次災害等の危険性を緊急に取り除くための仮の措置である。
 管渠施設においては、本来の流下等の機能よりも、溢水や浸水等の被害や道路交通等
 周辺施設への影響を防止することに重点を置いて必要な措置をとる。
 処理場・ポンプ場施設においては、火災や爆発のおそれのある機器等の運転停止や元
 弁の完全閉止、浸水や冠水防止のためのゲート閉鎖、あるいはバイパスルートへの緊急
 排水等の措置、管理者が行う各種の規制や関係機関への連絡等の措置をとる。

緊急措置の判断基準（案）



(2) 緊急措置を実施した場合

別紙「緊急点検・応急対策表」の項目のうち、「措置」に該当する項目に実施した措置の記入を行う。

➡ 巻末 ①点検・調査表【管渠編】 P. 9

(3) 緊急措置事例

① 管渠

- a 道路管理者、警察等への通報
- b 安全柵等の設置

管路施設の被害が原因となり、道路等に重大な異常が発生した場合は、安全柵、標識等を設置し、自動車、歩行者等の落下事故及び交通事故の防止に努める。

c 危険箇所への交通規制

危険箇所に関する情報は、関係機関（道路管理者、警察等）に連絡し指示を得るとともに、重大な危険箇所については交通規制を依頼する。

d 道路の機能の確保（段差解消、すりつけ）

e 二次災害防止への対応

管渠への土砂流入等による流下能力の低下や降雨による浸水に対し、構造的な補強やバイパスルート及び仮排水ポンプ等の対応によって浸水防止を行う。また、管渠へ危険物が流入しているときは、住民に火気不使用を呼びかけ、火災等の発生防止を行う。

f 下水道施設の使用制限の検討

管渠の汚水排除機能が停止し、復旧作業の長期化が予想される場合には、下水道施設の使用制限を検討する必要がある。

② 処理場、ポンプ場

a 土木構造物・機械設備

構造物の弱点部分を把握し危険箇所の通行を規制する。機器の運転可否の判断を行い、必要に応じて運転停止等の措置を行う。

b 燃料タンク等からの危険物漏洩の有無を確認し、異常に対処する。

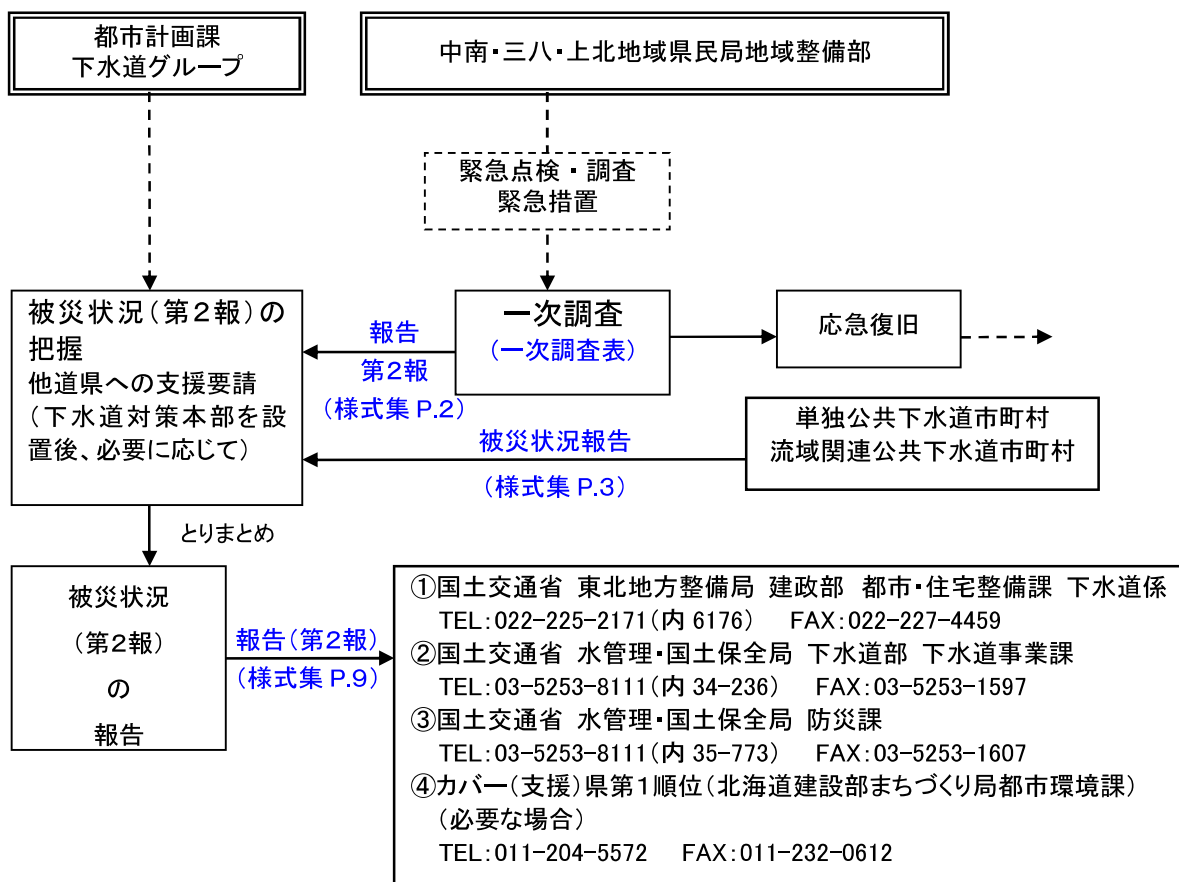
c 消毒施設からの塩素等漏洩時には、原因調査・弁閉鎖と広報を行う。

d 水質試験室内の薬品類の飛散・漏洩時には、c～eに準じ対処する。

e 津波情報により、各種ゲートの閉鎖・締切、放流ポンプの運転等の措置を講ずる。

4.3 震災復旧の第二段階（暫定機能確保段階）

施設全体の被害状況を把握するため、処理場・ポンプ場に異常が確認された設備、土木、建築及び管路施設について「一次調査」を行い、被害の拡大、二次災害の危険性、施設の用途及び重要度等に基づき必要に応じて応急復旧を行う。



各地域県民局地域整備部は、応急復旧等が必要と判断した場合には、災害時における応急対策業務に関する協定及び実施細目に基づき、都市計画課を通して（公社）日本下水道管路管理業協会東北支部青森県部会等に協力要請します。

4.3.1 一次調査及び応急復旧【管渠】

(1) 一次調査

一次調査は、二次調査の必要性の判断や応急復旧工事の実施等の復旧計画立案に必要な情報を得ることを目的とし、原則として地上からの目視及び計測とする。

調査範囲は、全体的な被害の状況把握を行うため基本的に全地域を対象とするが、緊急調査で被害が発見された箇所を優先的に行う。

調査体制は、数人の調査班により路線ごとに行うが、目視及びメジャーによる計測等平易な方法により、管渠、マンホール等施設全体について、下水の流下状況、管渠の蛇行、目地ずれ、土砂堆積物の有無等概略の被害箇所、被害程度を把握する。やむを得ずマンホール内に入り、管渠、マンホール、取付け管、取付けます等について被害の有無の調査を行うときには、必ずマンホール調査用器具を携行し、特に、酸素欠乏や硫化水素の発生に十分注意する。



巻末 ①点検・調査表【管渠編】 P.10 1次調査表

(2) 応急復旧

管路施設の構造的・機能的な被害程度、他施設に与える影響の程度を判断して応急復旧を実施する。

また、必要に応じ（公社）日本下水道管路管理業協会東北支部青森県部会又は（社団）青森県建設業協会に要請するものとする。

応急復旧の例

- ① 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫
- ② 管渠破損箇所の修繕（コンクリート巻きたて、内面被覆等）について
- ③ 止水バンド等による圧送管の止水
- ④ 可搬式ポンプ等による汚水の排除
- ⑤ 仮設水路、仮設管渠の設置
- ⑥ マンホール高さ調整

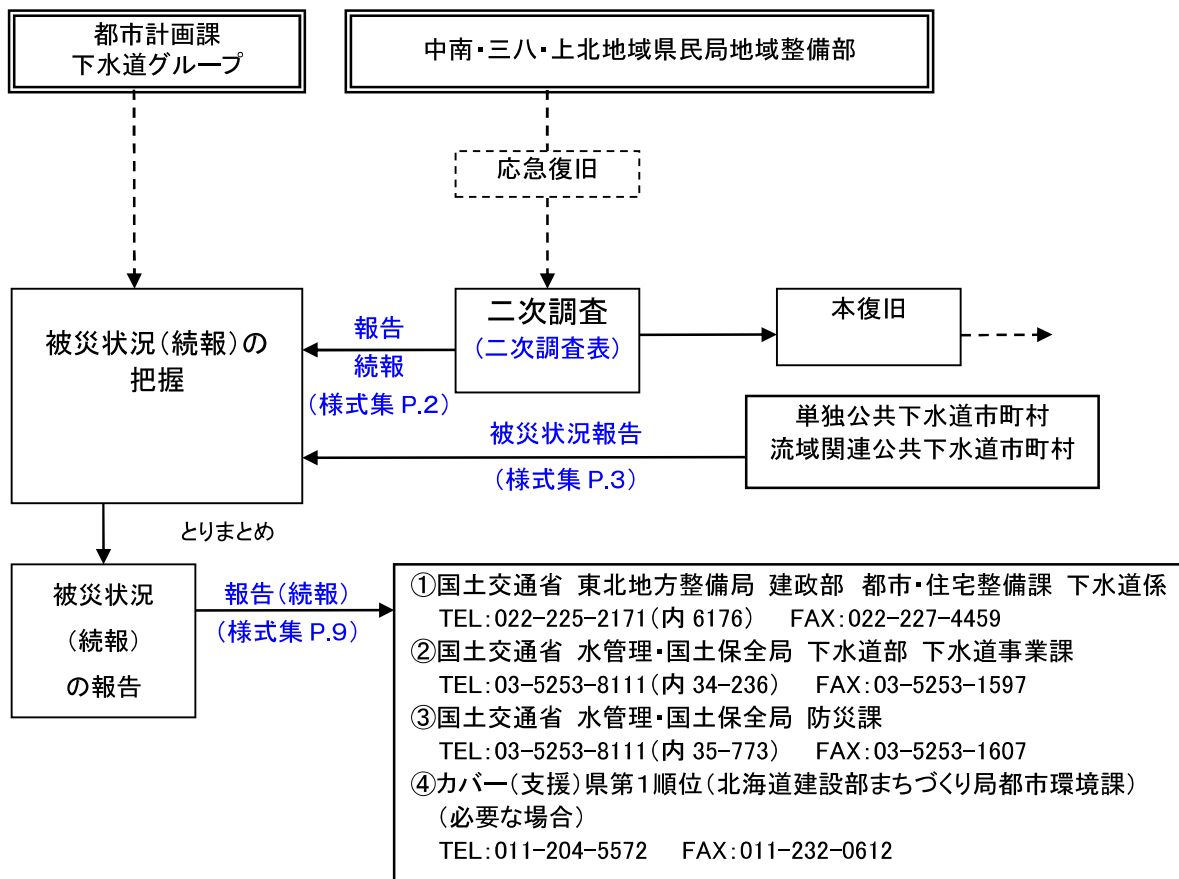
※ 応急工事について

公共土木施設（下水道）の応急工事は、原則として管理者の負担において施行すべきものであるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合は、応急工事に要した費用の全部、又は一部は国庫負担の対象となる。

なお、応急仮工事は、応急仮工事費を除く復旧工事費が、限度額（都道府県又は指定都市で120万円、市町村で60万円）に満たないものは採択されない。

4.4 震災復旧の第三段階（機能確保段階）

本復旧が必要な施設について詳細な調査と復旧方法の検討を行う。施設の重要性、被災の箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧水準を定めるとともに、「本復旧」を行う。



各地域県民局地域整備部は、TVカメラ調査や応急復旧等が必要と判断した場合には、災害時における応急対策業務に関する協定及び実施細目に基づき、都市計画課を通して(公社)日本下水道管路管理業協会東北支部青森県部会等に協力要請します。

4.4.1 応急復旧のための調査及び暫定汚水処理対策（応急復旧）【処理場】

(1) 応急復旧のための調査（一次調査）

処理場施設の最低限の機能を回復させるための情報を得るために行う調査であり、重要度（復旧順位）の高い施設、設備等を優先して調査する。

緊急調査、緊急措置の結果判明した被害箇所を中心に、目視による被害の観察、メジャー等による被害の簡単な計測、カメラ等による被害状況の記録等を行う。



巻末 点検・調査表【各浄化センター編】 一次調査表

(2) 暫定汚水処理対策（応急復旧）の実施判断

暫定汚水処理は本復旧までの一時的な施設機能の確保を目的として行うもので、他施設への影響程度とともに、本来の機能（処理、排除）を優先に考慮して実施する。

本マニュアルでは青森県所管の3下水処理場について、次のような資料を作成し、各処理場ごとに点検調査表編に添付した。

なお、ポンプ場、流入幹線、敷地外の放流幹線などの破損については別途の取り扱いとする。

- ・ 常時の水の流れ
- ・ 緊急復旧例（3ケース、十和田湖浄化センターは2ケース）
 - 既存施設利用可の場合（2ケース、同上1ケース）
 - 素掘型暫定池設置の場合
- ・ 主要施設の設計年度、建設年度
- ・ 主要な伸縮継ぎ手の位置図
- ・ 水処理施設、独立管廊に関する耐震性能図（地震レベル1、2対応の可否）

4.4.2 二次調査（本復旧のための調査）【管渠】

下水道の災害査定は、目視では被災の判断が出来ないため、ほとんどがビデオあるいは調査写真による机上査定となる。そのため、査定の判断材料となるこれら資料の作成にあたっては下記に十分注意が必要である。

また、TVカメラ調査は日本下水道管路管理業協会東北支部青森県部会等に要請するものとする。

(1) TVカメラ調査

① 診断基準

管路の異常に対する判断基準を、各自治体で統一したものとすることが望ましい。



巻末 ①点検・調査表【管渠編】P. 15 二次調査表

② TVカメラ調査時の注意点

通常、管路の撮影にあたっては事前に滞水、土砂の吸引および洗浄を行うのが一般的である。ただし、被災による土砂の堆積等を清掃する場合は、災害査定用の資料として、土砂等の堆積状況や滞水状況を必ずカメラ等で記録しておく必要がある。また、滞水の存在がたるみ等の判定に有効な場合もあるため、洗浄のしすぎや滞水の吸引には注意を要する。なお、進行方向（前方のマンホール）に明かりがあると管渠の蛇行等が分かりやすい。

③ TVカメラ調査後

被災状況の撮影後には、洗浄及び吸引により通水できる程度の機能を回復する場合もあるが、洗浄あるいは吸引により管の破損や陥没を誘発することもあるので慎重な判断が必要となる。

④ TVカメラ調査支援班

被災した管路では、土砂の堆積や汚水の滞水により、TVカメラ車が走行できない場合があるため、バキューム車や高圧洗浄車等が直ちに障害物を除去できる体制を確保する必要がある。

※ 支援作業について、事前に以下の点について決定しておく必要がある。

○ 滞水の投棄場所

- ・ 法規制、周辺環境、調査箇所までの距離も勘案して決定する。

○ 高圧洗浄車の洗浄水供給場所

- ・ 河川水は機材の故障につながりやすいため出来る限り避ける。
- ・ 消火栓からの給水が便利。但し消防との協議が必要。

(2) マンホール浮き上がり調査

① 調査

マンホール浮き上がり量の調査は、写真撮影と記録がメイン。

② 写真撮影及び記録の注意点

マンホール浮き上がり状況写真は、突出したマンホールにスタッフ、指示ピン、ポール、テープ等をあて、黒板に以下の項目を記入し人孔全体が入るよう全景を撮影する。

- ・ 調査委託名
- ・ 地震名称
- ・ 自治体名
- ・ 調査箇所
- ・ 管路番号
- ・ 人孔No.
- ・ 浮き上がり量
- ・ 調査年月日

また、調査結果を野帳及び記録簿等に記録する。

埋戻し土の沈下による路面の局所陥没がある場合には、陥没していない路面にも指示ピン、ポール、スタッフ（陥没幅）をあてて撮影する。

(3) マンホール内調査

マンホール接続部のズレ、漏水等については被災箇所の状況写真で説明しているが、詳細（被災が判断しにくい場合）に説明するためには家庭用ビデオカメラによる撮影が有効。

なお、余震が続く場合には基本的にマンホール内には入らないこと。

(4) 測量調査

① 調査の必要性

査定設計図に記載する管底高の変位量、マンホールの浮き上がり、沈下量を明確に示すことが出来るため、TVカメラ調査によるたるみ、ズレ等を説明しやすくなる。また、マンホールの嵩上げ量の算出に必要となる。

② 水準点（BM）

地震災害後は、水準点も動いている可能性があり、正しい標高を抑えることは難しいが、可能な限り下水道管路（台帳等）のBMとの整合が取れる点を基準とする。

③ 調査項目

- ・ マンホール天端高
- ・ マンホール深
- ・ 管底高（流入口、流出口）
- ・ マンホール付近の地盤高
- ・ マンホールの突出量
- ・ 横断測量：路線に1～2断面程度。ただし、道路が沈下や隆起している場合は密に測る（路面復旧に必要）。
- ・ 縦断測量：チェーン（中間点）毎あるいは地盤変化点毎の地盤高（下水道管路上又は道路センター）

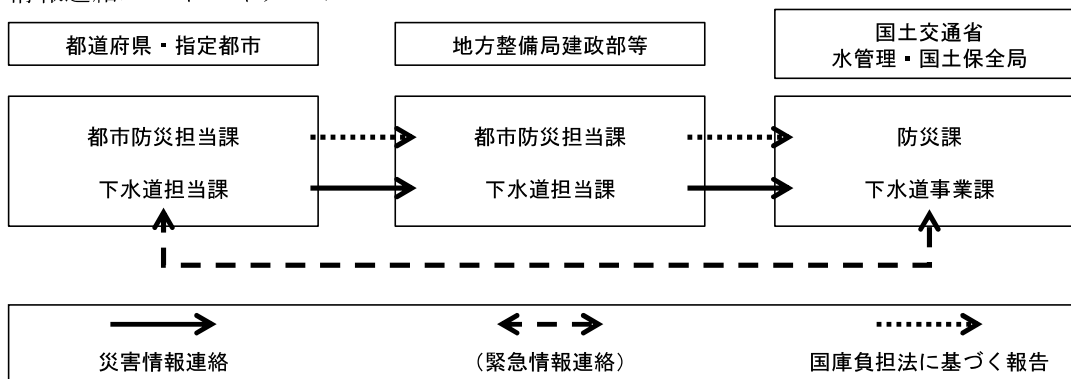
4.5 関係機関への連絡について（都市計画課担当）

4.5.1 東北地方整備局への災害報告

東北地方整備局への災害報告に関するポイントは次のとおり。

- ・ 県知事が管理する下水道施設については、県知事が報告する。市町村が管理する下水道施設については、県知事が市町村長からの報告をとりまとめて報告する。
- ・ 大災害が発生した場合や通信が途絶し、とりまとめて報告することが著しく困難な場合はとりあえず電話・FAX・電子メール等の方法で逐次、被害の判明したものから具体的に被害状況、災害の規模等について報告する。重大な災害等の場合であって緊急を要する場合は、東北地方整備局宛と並行して直接本省下水道事業課に連絡する。
- ・ 災害が生じた下水道施設については、応急工事ができることとなっているが、査定前に緊急に施工する必要がある箇所等、事前打ち合わせを必要とする場合は、災害復旧事業の担当課である本省防災課が積極的に対応することになっている。
- ・ 災害報告については、被災後 10 日以内に災害報告（文書報告）をすること。その後、現地の被害を再確認し、その結果、報告額の訂正を要する場合は、災害発生後 1 カ月以内に訂正すること。
- ・ 国土交通省の事務分担について、下水道災害復旧事業の指導（工事の指導を除く）、監督、助成及び国庫負担率の算定等、災害復旧事業の総括に関する事務は、本省防災課。公共下水道・流域下水道・都市下水路の災害復旧工事に関する指導は本省下水道事業課が行う。

情報連絡ルートのイメージ



※参考 下水道事業の手引き令和 2 年版 P. 699～705

4.5.2 被害状況報告書

(下記の様式は、下水道事業の手引き令和2年度版 P702 から抜粋。本省防災課へは、「災害報告について(平成10年4月17日)」の別記様式1被害報告表による。)

被災状況報告書(第 報)

都道府県・市名 : 青森県

被災日時: _____

担当者氏名(TEL): _____

異常要因: _____

施設名	所在地	管理者	被災概要等	応急復旧状況等	被災金額(千円)	備考
						図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無
						図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無
						図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無
						図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無
						図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無
						図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無

(保管ファイル名: 国_被災状況報告書(第〇報).xls)

「災害報告について(平成 10 年 4 月 17 日)」

別記様式1

被 害 報 告 表

都道府県名 青森県		県等コード 02	第 報		報告者		平成 年 月 日 時 現在	
							調査率	% 気象コード*
異常気象名			災害発生日			自 月 日 : 至 月 日		
気象データ	市町村名 (観測所)	連続雨量最大: (観測所)			被災中心地: (観測所)			
	連続雨量	mm	日 時 ~	日 時	mm	日 時 ~	日 時	
	最大日雨量	mm	日 時 ~	日 時	mm	日 時 ~	日 時	
	最大時間雨量	mm	日 時 ~	日 時	mm	日 時 ~	日 時	
	最大平均風速	m/秒	日 時 分 ~	時 分	m/秒	日 時 分 ~	時 分	
	その他							
工 種	都道府県工事		市町村工事		計			
	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)		
河 川								
海岸(港湾にかわるもの)								
海岸(その他)								
砂 防 設 備								
地すべり防止施設								
急傾斜地崩壊防止施設								
道 路								
橋 梁								
港 湾								
下 水 道								
公 園								
計								

(保管ファイル名: 国_別記様式 1_被害報告表.xls)

応急工事実施状況調査書

異常気象名	
都道府県・指定都市名	

平成 年 月 日 (第 報)

工 種	都道府県工事			市町村工事			計												
	被害箇所数	応急工事(箇所数)		被害箇所数	応急工事(箇所数)		被害箇所数	応急工事(箇所数)											
		対象	着手		完了	対象		着手	完了	対象	着手	完了							
河川																			
海岸(港湾にかかるもの)																			
海岸(その他)																			
砂防設備																			
地すべり防止施設																			
急傾斜地崩壊防止施設																			
道路																			
橋梁																			
港湾																			
下水道																			
公園																			
合計																			

※ 被害報告箇所数は、被害報告表との整合を図ること。
 ※ 応急工事対象工事は、国庫負担法対象とならない工事を含む。

(保存ファイル名: 国別記様式 2_応急工事実施状況調査書.xls)

4.5.3 災害報告書

様式第一(第四条関係) [一部改正・平成一二建令一四]

第一表

(1) 総括

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

青森県知事 三村 申吾

災 害 報 告 書

年 月 日から 月 日までの(異常気象名)により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条の規定により報告します。

記

(総括表)

(金額の単位:千円)

区 分	前回までの報告分						今回の報告分				年間の合計	
	自月日:至月日		自月日:至月日		自月日:至月日		自月日:至月日					
	異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名					
	気象コード		気象コード		気象コード		気象コード		箇所数	金額		
都 道 府 県 工 事	河 川											
	海岸(港湾に係るもの)											
	海岸(その他)											
	砂 防 設 備											
	地すべり防止施設											
	急傾斜地崩壊防止施設											
	道 路											
	橋 梁											
	港 湾											
	下 水 道											
公 園												
計												
市 町 村 工 事	河 川											
	海岸(港湾に係るもの)											
	海岸(その他)											
	砂 防 設 備											
	地すべり防止施設											
	急傾斜地崩壊防止施設											
	道 路											
	橋 梁											
	港 湾											
	下 水 道											
公 園												
計												
計	河 川											
	海岸(港湾に係るもの)											
	海岸(その他)											
	砂 防 設 備											
	地すべり防止施設											
	急傾斜地崩壊防止施設											
	道 路											
	橋 梁											
	港 湾											
	下 水 道											
公 園												
計												

(市町村別内訳表)

(金額の単位:千円)

市町村名	前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計	
	自月日:至月日		自月日:至月日		自月日:至月日		自月日:至月日			
	異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名			
	気象コード		気象コード		気象コード		気象コード			
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
計										

(災害原因)

主な被害 市町村						
連続雨量	月日時～ 月日時	mm	月日時～ 月日時	mm	月日時～ 月日時	mm
最大日雨量	月日時～ 月日時	mm/日	月日時～ 月日時	mm/日	月日時～ 月日時	mm/日
最大時間雨量	月日時～ 月日時	mm/時	月日時～ 月日時	mm/時	月日時～ 月日時	mm/時
最大平均風速	月日 時分～ 時分	m/秒	月日 時分～ 時分	m/秒	月日 時分～ 時分	m/秒
最大潮位	月日時分	m	月日時分	m	月日時分	m
最大波高	月日時分	m	月日時分	m	月日時分	m
その他						

備考 1 (略)

- 2 総括表の市町村工事及び市町村工事内訳表については、令第5条第2項の規定によって取りまとめたものを記載すること。
- 3 災害原因の「最大潮位」欄及び「最大波高」欄には、各地の基準面からの測定値を記載すること。
- 4 既に報告した事項について変更を行う場合は、該当枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、2段に分けて記載すること。

(保管ファイル名: 国_様式第一_災害報告書.xlsx)

第二表

番 号
年 月 日

都道府県知事 三村 申吾 あて

市町村長 氏 名

災 害 報 告 書

年 月 日から 月 日までの(異常気象名)により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条の規定により報告します。

記

(金額の単位:千円)

区 分	前回までの報告分						今回の報告分				年間の合計	
	自月日:至月日		自月日:至月日		自月日:至月日		自月日:至月日		自月日:至月日			
	異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名			
	気象コード		気象コード		気象コード		気象コード		気象コード			
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額		
河 川												
海 岸 (港湾に係るもの)												
海岸(その他)												
砂 防 設 備												
地 す べ り 防 止 施 設												
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設												
道 路												
橋 梁												
港 湾												
下 水 道												
公 園												
計												

備考1 (略)

- 既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、2段に分けて記載すること。

(保管ファイル名: 国_別記様式 1_被害報告表 xls)

4.5.4 支援活動可能体制の様式

(ブロック内自治体に対しての支援可・不可の報告依頼)

青 都 計 第 号
令 和 年 月 日

北海道・東北ブロック災害支援連絡会議
道県土木部下水道担当課長 殿
市町村下水道担当課長 殿
(上記、各道県経由)

〇〇下水道対策本部長
青森県県土整備部都市計画課長

令和 年〇〇地震災害に伴う支援活動可能体制の報告について(依頼)

いつも大変お世話になっております。

令和 年〇〇地震により、青森県下において下水道施設に多大な被害が生じており、本県のみでの対応が困難な状況です。

つきましては、当該ブロック内自治体の支援が必要と考えられますので、支援が可能な場合は、別紙「支援活動可能体制の報告」により、報告をお願いいたします。

なお、支援要請内容は下記の予定です。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 対象市町村 | 〇〇市他5市町村 |
| 2. 要請内容 | ・管きょ被害状況の把握
・復旧方法の策定
・概算被害額の算出
・災害査定設計書の作成
・その他(別途打合せによる) |
| 3. 要請期間 | 3ヶ月間程度 |

(保管ファイル名: 県_様式 支援活動可能体制の報告について(依頼)(ブロック内).docx)

支援活動可能体制の報告

1 支援期間

令和 年 月 日～平成 年 月 日

2 支援要員

土木職 名

機械職 名

電気職 名

3 支援資器材

(1)車両 台

(2)TVカメラ車 台

(3)その他資器材

- ・
- ・
- ・

(ブロック外自治体に対する支援可・不可の報告依頼)

(様式①:支援活動可能体制の報告について(依頼) 非公式文書)

青 都 計 第 号
令 和 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長
大都市窓口都市 ■■■市下水道局長 様

〇〇下水道対策本部長
青森県県土整備部都市計画課長

支援活動可能体制の報告について(依頼)

□□災により、青森県下において下水道施設に多大な被害が生じており、当該ブロック内での対応では困難であるため、当該ブロック外市町村若しくは大都市の支援が必要と考えられますので、支援が可能な場合は、別紙「支援活動可能体制の報告」により、報告をお願いします。

連絡先 青森県県土整備部都市計画課
TEL:017-734-9688
FAX:017-734-8196
メールアドレス:toshikei@pref.aomori.lg.jp

(保管ファイル名: 全国_様式①_支援活動可能体制の報告について(依頼).docx)

(様式-③:支援体制調整結果(案)の連絡について 非公式文書)

青 都 計 第 号
令 和 年 月 日

支援可能自治体
被災自治体 殿

〇〇下水道対策本部長
青森県県土整備部都市計画課長

支援体制調整結果(案)の連絡について

〇〇災下水道対策本部において、〇〇災による△△県下における支援体制調整結果(案)ができましたので、連絡します。

支援自治体と被災自治体との間において、災害対策基本法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)等に基づく応援要求を行うに当たっては、この支援体制調整結果(案)を参考にしてください。

	被災自治体	支援自治体
1	☆☆町	★★市
2	〇〇村	●●市
3	◇◇市	◆◆市
4	□□市	■市
・		
・		
・		
・		

連絡先 青森県県土整備部都市計画課
TEL:017-734-9688
FAX:017-734-8196
メールアドレス:toshikei@pref.aomori.lg.jp

(保管ファイル名: 全国_様式-③ 支援体制調整結果(案)の連絡について.docx)

(災害対策基本法第74条 都道府県知事等に対する応援の要求)

(ブロック構成員への応援要求の例)

青都計第 号
令和 年 月 日

〇〇道(県)知事 〇〇 〇〇 様

青森県知事 三村 申吾

□□災に伴う下水道施設復旧のための応援の要求について(依頼)

□□災の発生に伴い、当県において下水道施設に甚大な被害が発生しました。

つきましては、貴職に災害対策基本法第74条並びに「下水道事業における災害時支援に関するルール」等の規定の基づき、応援の要求をいたします。

なお、詳細については、別途協議いたします。

連絡先 青森県県土整備部都市計画課

TEL:017-734-9688

FAX:017-734-8196

メールアドレス:toshikei@pref.aomori.lg.jp

(保管ファイル名: 全国_様式-④ 応援の要求について(依頼).docx)

4.5.5 過去の地震における連絡経緯

近年発生した地震のうち、青森県に関連した事例を以下に2件示す。

表 4-1 北海道釧路沖地震時の連絡経緯

日時	連絡内容等
H15.9.26 AM 4:50	北海道釧路沖地震発生(最大震度6弱)
同日 AM 9:20	北海道建設部公園下水道課下水道グループ 主幹・GL 棚池裕治(技)より情報あり 情報提供内容『被害状況調査中、応援本部の対応?』
同日 AM 9:40	第一報 本部 第1位 青森県 第2位 岩手県 TEL 019-629-5895 下水環境課 高橋へ 第3位 秋田県 TEL 018-860-2461 下水道課 工藤 東北整備局 斉藤係長へ TEL 済(9:50) TEL 022-225-2171(6176)
H15.9.29 AM 9:25	北海道 棚池さんより TEL 15市町で下水道被害があったが、道内で対応できる 応援は不要である ※岩手、秋田、整備局の上記担当者に TEL にて応援本部を作らない事を連絡 9:30~9:40 で済
H15.9.30 PM 15:00	上記外の構成員全てに連絡した。開発局は道で対応

表 4-2 北海道東部地震時の連絡経緯

日時	連絡内容等
H16.12.6 PM 11:15	北海道東部地震発生(最大震度5強)
H16.12.7 AM10:50	北海道公園下水道課 下水道 GL 棚池より 『今回の地震対応は道内で可』のため応援要請なし 第1報構成員へ TEL 連絡する PM 1:45~2:30 東北・北陸整備局、各県⇒市、コンサル、各協会 了解

4.6 災害復旧事業の流れ

下水道施設の災害復旧は、基本的には「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となり、多くが国の費用負担による公共土木施設災害復旧事業として実施される。

この公共土木施設災害復旧事業については、災害が発生してから復旧するまでに、次のような手順に従い作業が実施されることとなる。

- ① 災害報告
- ② 国庫負担申請
- ③ 災害復旧事業費の決定、災害査定
- ④ 事業の着手
- ⑤ 復旧事業の完了

以上の事項の詳細なフローを図 4-2に示す。

下水道施設が地震による被害を受けて、上記の災害復旧事業の採択を受けると想定される場合は、国庫負担申請に必要な書類、写真等の作成を念頭において緊急調査等を実施することが望ましい。

4.6.1 災害査定にあたっての注意事項

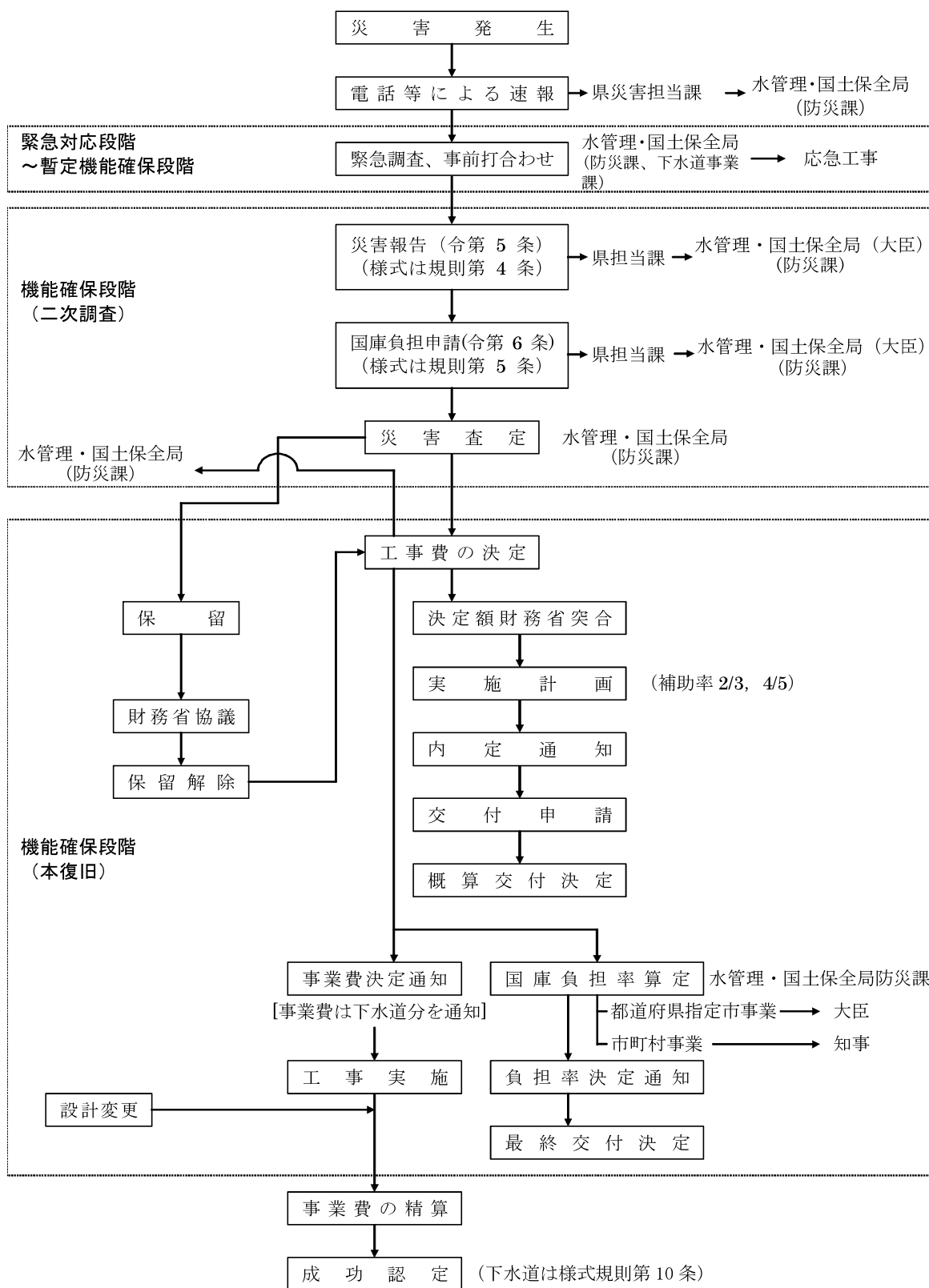
- (1) 下水道施設はほとんどを道路敷地に占用物件として布設しており、地震災害時には管路布設時の埋戻し幅で道路の陥没が多く発生している。災害申請時には道路管理者との密な情報交換をして、下水道災害か道路災害かの判断をして申請すること。

事例 平成 15 年の十勝沖地震の際に、下水道災害および道路災害の両方で申請し、査定時に二重申請が判明し、取り下げた事例がある。

- (2) 下水道災害については、道路が陥没等していても、地中の管路が被災していない場合の路面復旧は採択にならないので、道路災害として検討すること。

4.6.2 災害査定に必要な書類の様式

巻末の様式集 参照。



注) 本図における法令は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」である。

図 4-2 下水道施設の災害復旧フロー

5 災害時チェックリスト・調査点検表

5.1 対策拠点及びライフラインの被害状況の把握

< 月 日() 時 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
庁舎・ 管理棟 の被害	主要構造部	あり/なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> 各班員が、庁舎管理部門に確認する。 被害があれば、建物を使用し続けられるか建築構造の有資格者が詳しく確認する。
	その他	概要	
主要設 備の被 害	電力	あり/なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> 各班員が、対応拠点の周辺を確認する。 被害があれば、庁舎管理部門に連絡する。
	上水道	あり/なし 概要	
	トイレ・下水	あり/なし 概要	
	ガス	あり/なし 概要	
	空調設備	あり/なし 概要	
	情報・通信設備	あり/なし 概要	
	その他設備	あり/なし 概要	

5.2 下水道対策本部設置時

下水道対策本部設置時等に必要となる機器類、書類および消耗品類等については表 5-1 に示すチェックリストに基づき準備する。

表 5-1 下水道対策本部設置時の確認事項及び準備機材チェックリスト

(参考: 日本下水道管路管理業協会「下水道管路施設災害復旧支援マニュアル H25.4」 参考資料 P.29)

事務機器	文具	その他
<input type="checkbox"/> 事務机・椅子	<input type="checkbox"/> ノート、野帳、筆記用具	<input type="checkbox"/> 下水道災害対策マニュアル
<input type="checkbox"/> 固定電話	<input type="checkbox"/> コピー用紙	<input type="checkbox"/> 下水道台帳
<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> 付箋	<input type="checkbox"/> 人員配置リスト
<input type="checkbox"/> コピー機	<input type="checkbox"/> ファイル、穴あけ	<input type="checkbox"/> カセットコンロ
<input type="checkbox"/> LAN構築機器	<input type="checkbox"/> DVD-R、CD-R、収納ケース	<input type="checkbox"/> 救急箱
<input type="checkbox"/> プリンター	<input type="checkbox"/> テプラ、インデックスラベル	<input type="checkbox"/> 電気ポット
<input type="checkbox"/> 外付けHDD	<input type="checkbox"/> 地図、拡大鏡	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫
<input type="checkbox"/> 電源延長コード		<input type="checkbox"/> 紙コップ、紙皿、割り箸
<input type="checkbox"/> ホワイトボード(ペン、磁石多め)		<input type="checkbox"/> 冷房・暖房器具

(保管ファイル名: チェックリスト(下水道災害対策本部設置時).doc)

5.3 現場点検調査表

巻末に添付した点検調査表に基づき各施設の被害状況を点検調査する。
 なお、点検調査表の構成は表 4-2 のとおりである。

表 4-2 点検調査表一覧

点検調査表名	主な内容	備考
①点検調査表【管渠編】	1 緊急点検	各処理区共通
	2 緊急調査及び先遣調査	
	3 緊急措置	
	4 都市計画課への第一報	
	5 一次調査	
	6 応急復旧	
	7 二次調査	
②点検調査表【岩木川浄化センター編】 ③点検調査表【馬淵川浄化センター編】 ④点検調査表【十和田湖浄化センター編】	1 緊急点検	
	2 緊急調査	
	3 緊急措置	
	4 都市計画課への第一報	
	5 一次調査	
	6 応急復旧	暫定汚水処理の判断、 方法、実行策